行政評価	iシート ((事後評価	5)

	行政評価シート(事後評価)							
コー	3 3 3 3 3 7 7 7	•			所管語			
Ü	5-2-9 訪問介護員養成研修事業 福祉部高齢者支援課							
事	事務事業の目的 高齢者の多様化すを目的とする。	「るニーズに対応	した専門的	りな知識、技術を	有する訪問介護師	員の養成を図ること	根拠法令等 □法律 □条例·規則 □政令·省令 □要綱·要領	
務事業	第 事業内容·実施方法等/補助の概要∶補助団体の概要(団体名·団体の活動内容·補助金の活用内容等)、補助金の							
の概要	介護保険法施行令第3条第2項の規定により知事が指定する、東京都訪問介護員養成研修事業指定決定に基づき、2級課程の研修事業を通学形式で実施する(講義58時間・演習30時間・実習30時間の計130時間)							
	事業開始時期 合何	併前から 年度	実施形態	1 直営 □ 直営 □	☑委託 □補助 □]その他 ()	
	項	目	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
	事業費(A) 財 国庫支出金·都支源:地方債	5出金	千円	3,288	3,290	3,294	3,294	
事業費	", !	用者負担)	-	1,288 2,000	1,092 2,198	819 2,475	3,294	
データ	所要人員(B) 人件費(C)=平均給与		人 千円	0.10 819	0.10 816	0.10 816	0.10 816	
	臨時職員等賃金(C')	,	千円					
	総コスト(D)=(A)+(C)-	+(C')	千円	4,107	4,106	4,110	4,110	
	単位当たりコスト (E)=(D)/ (研修	受講者数)	千円	179	205	274	#DIV/0!	
	活動等	 指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
	開催回数	実績値	0	1	1	1	1	
	***************************************	実績値	Au.					
評価指	(指標の説明・数値 年間研修実施回数	女						
指標	成果指		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	
の設定	一 次 研修受講者数	目標値 実績値	<u>Д</u>	23	20	15	30	
定	二 次 資格取得人数 次	目標値 実績値	<u> </u>	23	20	15	30	
	(指標の説明・数値を 一般企業の求人の			体の傾向として、:	年々受講者数が》	咸少している。		
事	市民・関連団体		特になり	U .				
事業環境等	都内26市のサービ (平均値、本市)		□ 上 ☑ 申 □ 下	7市で実施し	ている。			
	代替・類似サー	・ビスの有無	日 有 団 無	民間及び市内で実施してい		いて同様な事業を	実施しているが、市	

コード	事務事業名	所管部課
5-2-9	訪問介護員養成研修事業	福祉部高齢者支援課

【一次評価】

検証項目	ランク		一次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	2	事業の優先 度(緊急性) 3-	□拡充	NPO、民間でも実施し成熟している事業であり、また、社会の需要に反し、総体的に福祉を志す人が減少していることから、民間
事業の 必要性	2	市民ニーズ 事業の 必要性	☑ 継続実施	を含め本事業の応募者も年々減少している 実態がある。こうしたことから廃止を視野に
事業主体 の妥当性	2	受益者負担 の適切さ 事業主体 の妥当性	□改善・見直し	入れた見直しも選択肢ではあるが、逆に民 間が縮小、撤退方向にあるからこそ、官が 実施する意味があり、単に費用対効果だけ
直接のサービ スの相手方	1	事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□抜本的見直し	で判断すべきでないことから、事業の継続が望ましい。
事業内容等 の適切さ	2		□休止	
受益者負担 の適切さ	3		□廃止	
市民ニーズ の把握	2			

【二次評価】

検証項目	ランク		二次評価	判断理由及び事業を行う上での課題や、 今後改善すべき点等
事業の優先 度(緊急性)	1		□拡充	高齢者センターきらら福祉研修室において、訪問介護員2級課程の養成研修を実施しているが、受講者は年々減少しており、平
事業の 必要性	1	事業の優先 度(緊急性) は記録表 成19年度では定員 15名であった。	成19年度では定員30名のところ受講者は 15名であった。	
事業主体 の妥当性	2	市民ニーズ 事業の の把握 必要性	□改善・見直し	訪問介護員の養成研修は、既に民間事 業者やNPO法人などでも実施されてはいる が、現在、市内では市が実施する養成研修
直接のサービ スの相手方	1	受益者負担 の適切さ 事業主体 の受当性	☑ 抜本的見直し	のみとなっている。この間の受講者の実態 等を勘案すると、廃止もやむを得ないと考え スが、まれるの素はJJKを実施事業者が能
事業内容等 の適切さ	1	の週切さ の受当性 事業内容等 直接のサービ の適切さ スの相手方	□休止	るが、市内での養成研修実施事業者が皆無であることから、当面は、市が主体的に実施する必要性はあるものと思われる。
受益者負担 の適切さ	3		□廃止	今後、受講者の増加に向けた積極的な取 組に努める一方で、委託内容の変更や他 市との共同実施など、事業実施方法の抜本
市民ニーズ の把握	1			的見直しに向けた検討が必要である。

【行革本部評価】

■ 重要なことである。市内に市以外の研修実施機関 すべき事業と考えられるが、受講者数が減少傾向 事業となるよう、抜本的な見直しが必要である。 し、質・量の双方で訪問介護員のレベルは向上し	(の担い手である訪問介護員の質と量を確保することは がいない現状を踏まえると、当面は市が主体的に実施 にある現状を考慮すると、効率的で費用対効果の高い 方で、介護保険制度が開始されてから10年程度経過 ており、民間事業者やNPO法人が訪問介護員養成研 構実績が低いことを勘案すると、将来的には廃止も視野